

～屋外広告業の登録申請、変更届出に係る事務で 住基ネットを利用します～

平成25年4月1日から、県内にお住まいの申請者の氏名や住所の確認を住民基本台帳ネットワークシステムで行うことにより、屋外広告業の登録申請、変更届出に必要な書類が、以下のとおり変更になります。

1 変更となる事務の概要

屋外広告業の登録申請、登録事項の変更届出の際に、住民票の写し又はこれに代わる書面の提出により、個人の氏名及び住所の確認を行っていましたが、今後は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行います。

2 必要書類について

住民票の写し又はこれに代わる書面の提出が不要になります。（県内市町村への転入の手続が済んでいない場合は、これまでのとおり住民票の写し又はこれに代わる書面が必要になります。）

【登録申請（登録申請者が個人の場合）】

新	旧
屋外広告業登録申請書 略歴書 誓約書 業務主任者の資格を証する書面	屋外広告業登録申請書 略歴書 誓約書 <u>住民票又はこれに代わる書面</u> 業務主任者の資格を証する書面

【登録事項の変更届出（個人で業登録している方の氏名又は住所が変更になった場合）】

新	旧
屋外広告業登録事項変更届出書	屋外広告業登録事項変更届出書 <u>住民票又はこれに代わる書面</u>

3 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課

電話 043-223-3279

FAX 043-222-6447